

国指定仙台海浜鳥獣保護区
更新計画書
(区域の縮小)

平成19年 4月 1日

環 境 省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

仙台海浜鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

宮城県名取市字東須賀閑上灯台跡地西端を起点として、同所から名取川右岸水際部を西進し名取川右岸低水路水際部との交点に至り、同所から同低水路水際部を西進し貞山堀東岸水際部との交点に至り、同所から同所と貞山堀西岸水際部と名取川右岸低水路水際部との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から同低水路水際部を北西に660メートル進んだ点に至り、同所から同所と名取川右岸堤防堤外側法尻を最短で結ぶ直線を南進し同法尻に至り、同所から同法尻を北西に進み県道塩釜亘理線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み仙台市の市道岡田蒲生線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道堀切線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道岡田100号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道岡田107号線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路と市道岡田115号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同市道の東端に接する橋との交点に至り、同所から同橋を南進し同橋と市道盆谷地砂山線との交点に至り、同所から同所と同市道と幅員5メートルの道路の南側との交点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同道路を南東に進み貞山堀沿いの県道仙台亘理自転車道との交点に至り、同所から同自転車道横断方向に引いた線を南東に進み同自転車道境界線との交点に至り、同所から同自転車道を北東に進み高砂南部排水機場排水路左岸との交点に至り、同所から同自転車道横断方向に引いた線を北西に進み同自転車道と高砂南部排水路左岸との交点に至り、同所から同排水路左岸を西進し井戸谷地堀左岸との交点に至り、同所から同堀左岸を北西に進み市道小田切線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み七北田川沿いの県道仙台亘理自転車道との交点に至り、同所から同自転車道を南東に進み貞山堀沿いの県道仙台亘理自転車道との交点に至り、同所から同自転車道横断方向に引いた線を南東に進み同自転車道境界線との交点に至り、同所から同自転車道を北東に進み同自転車道と七北田川沿いの県道仙台亘理自転車道との交点に至り、同所から同所と七北田川左岸貞山堀北閘門西側基部と市道西原7号線との交点を結ぶ直線を北

東に進み同所に至り、同所から同市道を北東に進み市道高松線との交点に至り、同所から同市道横断方向に引いた線を北東に進み市道西原9号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道西原8号線との交点に至り、同所から同市道横断方向に引いた線を北東に進み市道西原11号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道西原1号線との交点に至り、同所から同市道横断方向に引いた線を北東に進み同市道境界線との交点に至り、同所から同市道を北進し蒲生幹線との交点に至り、同所から同線を東進し南幹線との交点に至り、同所から同線を北進し南海岸線との交点に至り、同所から同線を東進し向洋ふ頭護岸との交点に至り、同所から同護岸を東進し南防波堤南側基部に至り、同所から同所と同防波堤北側基部を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同護岸を北東に進み同護岸北東端に至り、同所から同所と北防波堤南西側基部を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同所と同防波堤北東側基部を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から最大高潮時海岸線を北東に進み宮城郡七ヶ浜町字菖蒲田浜眺望崎に至り、同所から同所と東松島市波島灯台を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成19年4月1日から平成39年3月31日まで(20年)

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見

られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

仙台海浜鳥獣保護区においては、文献調査の結果、19目57科307種の鳥類が記録されており、総記録種数の307種は、日本国内で記録された種542種（「日本鳥類目録（日本鳥学会、2000年）」）の57%に当たる。このように、記録された鳥種が多いということは、砂浜、河口、干潟、ヨシ原、クロマツ海岸林、耕作地等の多様な水辺環境を有しているため、年間を通して様々な鳥類が利用している場所と考えられる。特に、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥類の種類数が豊富であり、潟湖を有する本地域の環境を反映しているものと考えられる。

また、近年の確認数は少なくなっているが、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類」（環境省編）に記載された絶滅危惧Ⅱ類のコクガン（国指定天然記念物）の越冬地となっている。一方、貞山堀沿いに帯状に存在するクロマツ林では、オオタカの繁殖が確認されており、その他の猛禽類としては、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、多様な水辺環境を反映して、多種多数の渡り鳥の中継地及び越冬地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 更新の理由（区域を縮小する理由）

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがり、集団渡来地の保護区として、県設鳥獣保護区（蒲生、仙台荒浜）と仙台海浜銃猟禁止区域の大部分を移行する内容で、昭和62年4月1日から国指定仙台海浜鳥獣保護区に

指定（期間20年）され、現在に至っている。

この区域は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等の多様な自然環境を反映し、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっていることから、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

なお、区域を縮小する理由としては、この存続期間中、当該鳥獣保護区のうち、現行の区域表示にある南防波堤基部が、仙台塩釜港の向洋ふ頭部分の新設に伴い東側へ移動したことから、現況に合わせ見直し、鳥獣保護区の区域の明瞭化を図るため、区域を向洋ふ頭護岸に合わせ変更するものであり、この結果、鳥獣保護区の面積は17haの縮小となる。

一方、総面積の差177haについては、面積算定における精度の違いによるものと思われる。

3 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 7,596ha (7,790ha)

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	339ha (492ha)
農耕地	149ha (189ha)
水 面	6,668ha (6,986ha)
その他	440ha (123ha)

イ 所有者別内訳

国有地 315ha (358ha)

国有林	林野庁所管	179ha	(181ha)	制限林	174ha	保安林174ha 砂防指定地 -ha その他 -ha
				普通林	5ha	

}	その他所管	— h a	
	国有林以外の国有地	1 3 6 h a (1 7 7 h a)	
	地方公共団体有地	2 2 4 h a	{ 都道府県有地 8 2 h a (4 8 h a) 市町村有地等 1 4 2 h a (7 3 h a)
		(1 2 1 h a)	
	私有地等	3 8 9 h a (3 2 5 h a)	
	公有水面	6, 6 6 8 h a (6, 9 8 6 h a)	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 2 1 1 h a 自然環境保全地域特別地区 — h a
 (2 1 1 h a) 自然環境保全地域普通地区 2 1 1 h a
 (仙台湾海浜県自然環境保全地域)

自然公園法による地域 — h a { 特別保護地区 — h a
 特別地域 — h a
 普通地域 — h a

文化財保護法による地域 1 3 7 h a (1 3 7 h a)
 (国指定記念物 特別名勝 松島)

(注) () は、既指定の区域面積

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置し、仙台市（仙台港）から名取市（名取川河口）にかけての海浜地帯である陸域及び東松島市（波島）から名取市（名取川河口）にかけての海域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、仙台湾岸地域に位置し、仙台湾野の七北田川、名取川の下流部一帯に形成された海浜地帯である。仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等と人工的に造林されたクロマツ海岸林があり、その内側に、海岸線に沿って貞山堀（運河）が掘られている。

仙台海浜鳥獣保護区及びその周辺における公共用水域の底質調査結果から、概して、シルト分や粘土分の割合が高く、海域ではほとんどが泥質となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、テンキグサ（ハマニンニク）、ケカモノハシ、コウボウムギ、ハマヒルガオ等の海岸の波打ち際に近く、砂の移動の激しい場所に生育する種類、ハマナス、テリハノイバラ、ハマエンドウ等のやや安定した砂丘地帯に生育する種類、シオクグ、ハママツナ、アイアシ等の干潟周辺に生育する種類、ヨシ、ミゾソバ、カヤツリグサ科、イグサ科等の河口周辺や干潟の後背地、所々にみられる低湿地に生育する種類の植物が特徴的である。

エ 動物相の概要

当該区域では、冬鳥では、コクガン、カンムリカイツブリ、マガモ等の渡来が確認され、夏鳥ではコアジサシ、コチドリ等の生息が確認されているほか、猛禽類ではオジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハヤブサ等の生息も確認されている。

哺乳類ではジネズミ、アカネズミ、テン、ハクビシン等、8科12種の生息が確認されている。

魚類ではメダカ、ヌマチチブ等、30科68種の生息が確認されている。また、昆虫類では、アオモンイトトンボ、ヒヌマイトトンボ、カワラハンミョウ等、195科894種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- | | |
|-----------|-----|
| ①鳥獣保護区用制札 | 18本 |
| ②案内板 | 2基 |

国指定仙台海浜鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	7,790ha	-194ha	7,596ha	228ha	-15ha	213ha	ha	ha	ha
└ 林野	492ha	-153ha	339ha	62ha	-3ha	59ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	189ha	-40ha	149ha	0ha	0ha	0ha	ha	ha	ha
└ 公有水面	6,986ha	-318ha	6,668ha	120ha	-43ha	77ha	ha	ha	ha
└ その他	123ha	317ha	440ha	46ha	31ha	77ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	358ha	-43ha	315ha	47ha	26ha	73ha	ha	ha	ha
└ 国有林	181ha	-2ha	179ha	11ha	-1ha	10ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	181ha	-2ha	179ha	11ha	-1ha	10ha	ha	ha	ha
└ 制限林	ha	ha	174ha	ha	ha	10ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	174ha	ha	ha	10ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	ha	ha	5ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	177ha	-41ha	136ha	36ha	27ha	63ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	121ha	103ha	224ha	58ha	3ha	61ha	ha	ha	ha
└ 都道府県有地	48ha	34ha	82ha	30ha	-1ha	29ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	46ha	ha	ha	21ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	46ha	ha	ha	21ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	36ha	ha	ha	8ha	ha	ha	ha
└ 市町村有地等	73ha	69ha	142ha	28ha	4ha	32ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	68ha	ha	ha	27ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	68ha	ha	ha	27ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	74ha	ha	ha	5ha	ha	ha	ha
私有地等	325ha	64ha	389ha	3ha	-1ha	2ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	39ha	ha	ha	1ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	39ha	ha	ha	1ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	7ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	343ha	ha	ha	1ha	ha	ha	ha
公有水面	6,986ha	-318ha	6,668ha	120ha	-43ha	77ha	ha	ha	ha
計	7,790ha	-194ha	7,596ha	228ha	-15ha	213ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域 (名称：仙台湾海浜県自然環境保全地域)	211ha	ha	211ha	211ha	ha	211ha	ha	ha	ha
└ 特別地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地区	211ha	ha	211ha	211ha	ha	211ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：国指定記念物 特別名勝 松島)	137ha	ha	137ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ スズガモ ○ クロガモ ビロードキンクロ シノリガモ コオリガモ ホオジロガモ	LP
		○ ミコアイサ ウミアイサ カワアイサ	
タカ	タカ	○ ミサゴ ハチクマ	NT NT
		○ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>オオタカ</u> ツミ ハイタカ ケアシノスリ	国天・EN・国内希少 国天・VU・国内希少 NT・国内希少 NT
		○ ノスリ サシバ <u>クマタカ</u> <u>イヌワシ</u> ハイイロチュウヒ	VU EN・国内希少 国天・EN・国内希少
	ハヤブサ	○ チュウヒ <u>ハヤブサ</u> チゴハヤブサ コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	EN VU・国内希少
キジ	キジ	ウズラ ヤマドリ	NT
		○ キジ	
ツル	クイナ	クイナ ヒメクイナ ヒクイナ バン	VU
		○ オオバン	
チドリ	タマシギ	タマシギ	
	ミヤコドリ	ミヤコドリ	
	チドリ	ハジロコチドリ ○ コチドリ イカルチドリ ○ シロチドリ ○ メダイチドリ オオメダイチドリ オオチドリ コバシチドリ ムナグロ ○ ダイゼン ケリ タゲリ	
	シギ	○ キョウジョシギ ヒメハマシギ ○ トウネン ヒバリシギ オジロトウネン ヒメウズラシギ アメリカウズラシギ ウズラシギ ○ ハマシギ サルハマシギ コオバシギ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オバシギ	
		○ ミユビシギ	
		ヘラシギ	CR
		エリマキシギ	
		キリアイ	
		オオハシシギ	
		シベリアオオハシシギ	DD
		ツルシギ	
		○ アカアシシギ	VU
		○ コアオアシシギ	
		○ アオアシシギ	
		オオキアシシギ	
		コキアシシギ	
		<u>カラフトアオアシシギ</u>	CR
		クサシギ	
		タカブシギ	
		メリケンキアシシギ	
		○ キアシシギ	
		○ イソシギ	
		ソリハシシギ	
		オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		ダイシャクシギ	
		ハウロクシギ	VU
		○ チュウシャクシギ	
		ヤマシギ	
		タシギ	
		ハリオシギ	
		オオジシギ	NT
		アオシギ	
セイタカシギ		セイタカシギ	VU
		ソリハシセイタカシギ	
ヒレアシシギ		ハイイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
ツバメチドリ		ツバメチドリ	VU
トウゾクカモメ		オオトウゾクカモメ	
		トウゾクカモメ	
		クロトウゾクカモメ	
カモメ		○ ユリカモメ	
		○ セグロカモメ	
		○ オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		シロカモメ	
		○ カモメ	
		○ ウミネコ	
		ズグロカモメ	VU
		ミツユビカモメ	
		ハジロクロハラアジサシ	
		クロハラアジサシ	
		オニアジサシ	
		オオアジサシ	VU
		ハシブトアジサシ	
		アジサシ	
		キョクアジサシ	
		ヨシジロアジサシ	
		○ <u>ヨアジサシ</u>	VU・国際希少
		シロアジサシ	
ウミスズメ		ウミガラス	CR
		ケイマフリ	VU
		マダラウミスズメ	DD
		ウミスズメ	CR

目	科	種または亜種	種の指定等
		エトロフウミスズメ コウミスズメ ウミオウム ウトウ	
ハト	ハト	○ キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ カッコウ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク コミミズク オオコノハズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	VU
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	○ ヤマセミ カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	○ アリスイ アオゲラ アカゲラ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	○ コヒバリ ヒバリ ハマヒバリ	
	ツバメ	○ ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ ムネアカタヒバリ ○ タヒバリ	
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	
	モズ	○ チゴモズ モズ アカモズ	CR EN
	レンジャク	ヒレンジャク	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	イワヒバリ	カヤクグリ	
	ツグミ	○ コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ ○ イソヒヨドリ トラツグミ クロツグミ ○ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ○ ツグミ	
	ウグイス	○ ヤブサメ ウグイス	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オオセッカ	EN・国内希少
		エゾセンニュウ	
		シマセンニュウ	
		○ コヨシキリ	
		○ オオヨシキリ	
		キマユムシクイ	
		○ メボソムシクイ	
		エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	
		○ キクイタダキ	
		○ セッカ	
ヒタキ		○ キビタキ	
		ムギマキ	
		○ オオルリ	
		サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
カササギヒタキ		サンコウチョウ	
エナガ	○	エナガ	
ツリスガラ		ツリスガラ	
シジュウカラ	○	コガラ	
	○	ヒガラ	
	○	ヤマガラ	
	○	シジュウカラ	
ゴジュウカラ	○	ゴジュウカラ	
メジロ	○	メジロ	
ホオジロ	○	ホオジロ	
		コジュリン	VU
	○	ホオアカ	
	○	カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		ノジコ	NT
	○	アオジ	
		クロジ	
		シベリアジュリン	
	○	オオジュリン	
		ツメナガホオジロ	
		ユキホオジロ	
アトリ	○	アトリ	
	○	カワラヒワ	
	○	マヒワ	
		ベニヒワ	
		ハギマシコ	
		イスカ	
	○	ベニマシコ	
		ウソ	
		イカル	
	○	シメ	
ハタオリドリ		ニュウナイスズメ	
	○	スズメ	
ムクドリ	○	コムクドリ	
	○	ムクドリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	カラス	○ カケス ○ オナガ ミヤマガラス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	
合計(種)		300種	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ	
	モグラ	アズマモグラ	
コウモリ		コウモリ目の一種	
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
ネズミ	ネズミ	ハタネズミ アカネズミ トブネズミ	
ネコ	イヌ	タヌキ キツネ	
	イタチ	テン イタチ	
	ジャコウネコ	ハクビシン	
合計(種)		12種	

(注)

- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第6版(日本鳥学会、2000年)に、獣類の目・科・種(和名)及び配列は日本産野生生物目録 脊椎動物編(環境庁 1993年)に拠った
- 種の指定等の要件は次の通りである。

国天: 国指定天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)

CR: 絶滅危惧種 I A類、EN: 絶滅危惧種 I B類、VU: 絶滅危惧種 II 類、NT: 準絶滅危惧種、

DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。